

様式第 1 - 7 (日本工業規格 A 列 4 番)

平成 2 4 年 6 月 5 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	鳥取市生活交通会議
住 所	鳥取市尚徳町 1 1 6
代表者氏名	会長 谷 本 圭 志

地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請書

平成 2 4 年 3 月 2 6 日付け国総支第 5 9 号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更理由

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱改正により補助対象経費の上限額（補助対象経常費用の 9 / 2 0）が撤廃されたことによる、平成 2 4 年度補助額内定済み事業の補助額変更のため。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（平成24年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
鳥取県 (鳥取市)	日本交通(株)	米里線	地域内フィーダー	2,577.0	①	日本交通(株)、鳥取市～若桜線のバス停留所へ接続	③
	日本交通(株)	米里線(桜谷口)	地域内フィーダー	328.5	①	日本交通(株)、鳥取市～若桜線のバス停留所へ接続	③
	日本交通(株)	浜村青谷線	地域内フィーダー	3,088.0	②(1)	JR青谷駅、浜村駅へ接続	③
合 計				5,993			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名 日本交通(株)

平成24年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	501,844 千円	営業外収益	15,193 千円	経常収益(イ)	517,037 千円
	営業費用	755,492 千円	営業外費用	7,491 千円	経常費用(ロ)	762,983 千円
	営業損益	▲ 253,648 千円	営業外損益	7,702 千円	経常損益	▲ 245,946 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,296,938.9 km				経常収支率	67.77% %

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 ロ÷ハ=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東中国	231円.42銭	267円.53銭	231円.42銭	156円.82銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部分以外の キロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終 点			チ	リ	ヌ	ル				
東中国	1	米里線	越路		市民 病院	364日	2,002.0 回	往5.5km 復5.7km	(平均) 5.6km	往 . Km 復 . Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	100%	22,458.8km	
	2	米里線 (桜谷口)	越路		桜谷 口	364日	364.0 回	往4.0km 復4.0km	4.0km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	100%	2,912.0km	
	3	浜村 青谷 線	浜村		青谷	364日	1,836.0 回	往7.5km 復7.5km	7.5km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	100%	27,540.0km	
							回	往0.0km 復0.0km	0.0km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	0%	0.0km	
合計		系統						往0.0km 復0.0km	0.0km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		52,910.8km	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (前々年度の 実績額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の 額:ワ	ト	ト×ヲ以上 の額:カ	ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
東中国	1	5,197,415円	1円.90銭	42,671円	5,154,744円	5,154,744円	5,154千円	2,577.0千円		
	2	673,895円	5円.49銭	15,986円	657,909円	657,909円	657千円	328.5千円		
	3	6,373,306円	7円.14銭	196,635円	6,176,671円	6,176,671円	6,176千円	3,088.0千円		
		0円	0円.00銭	0円	0円	0円	0千円	0.0千円		
合計		12,244,616円		255,292円	11,989,324円	11,989,324円	11,987千円	5,993千円	37,497千円	5,993千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から 国庫補助額 を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東中国	1	5,154,744円										
	2	657,909円										
	3	6,176,671円										
		0円										
合計		11,989,324円	5,996,324円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

補助対象経費の上限額（9/20限度）の見直しについて （地域内フィーダー系統確保維持事業）

○補助対象経費の上限としていた「補助対象経常費用の見込額の9/20を限度」の要件を撤廃。

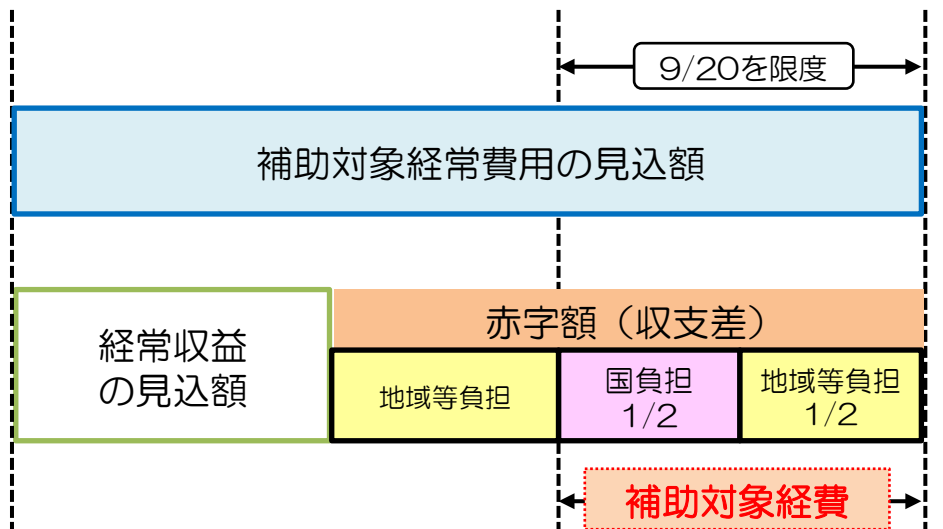
→「補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額の差額」が、補助対象経費の額となる。

【地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の別表7「補助対象経費の算出方法」2.】

補助対象経費の算出方法

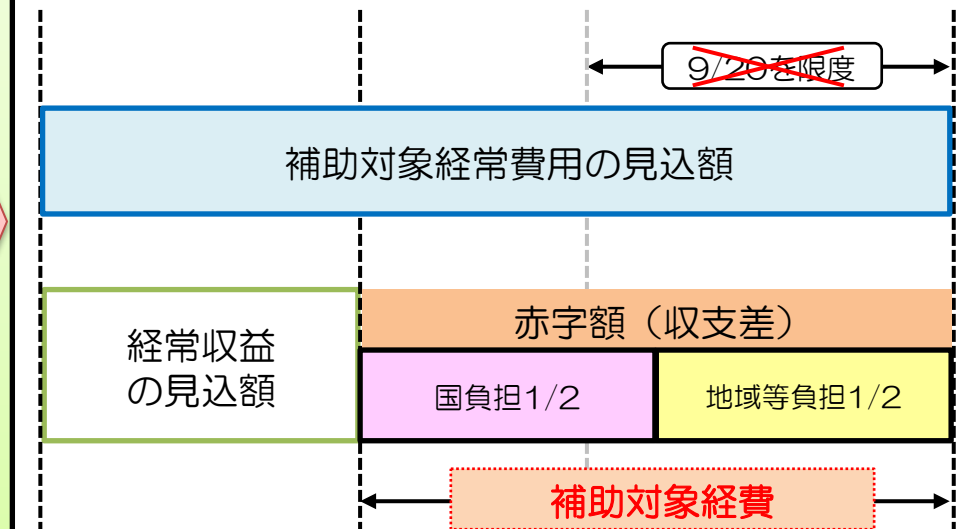
従前

補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額の差額。
但し、補助対象経常費用の見込額の9/20を限度。



変更後

補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額の差額。



○この変更は、平成24年度補助対象期間（H23.10-H24.9）から適用する。

○平成24年度補助対象期間に係る事業のうち、補助額が内定済みである事業については、生活交通ネットワーク計画の変更認定申請ができるものとする。